

答弁書第三一号

内閣参質一八九第三一号

平成二十七年二月二十四日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 山崎正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出ウイグル支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田和幸君提出ウイグル支援に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「ウイグル自治区での中国の政策」が何を指すのか明らかではなく、一概にお答えすることは困難であるが、政府としては、国際社会における普遍的価値である人権及び基本的自由が保障されることが重要と考えており、かかる観点から、新疆ウイグル自治区における人権状況についても、関心を持って注視している。

二について

お尋ねの「ウイグル人に対する中国の政策」が何を指すのか明らかではないため、お答えすることは困難である。

三について

お尋ねについては、個別具体的な状況に即して判断されるものであり、一概にお答えすることは困難であるが、人道上の観点から、適切に対応されるべきものと考えている。

四について

本邦にある外国人から出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条の二第一項に定める難民の認定の申請があつた場合は、その国籍又は在留資格のいかんを問わず、難民の地位に関する条約（昭和五十六年条約第二十一号。以下「難民条約」という。）第一条の規定又は難民の地位に関する議定書（昭和五十七年条約第一号）第一条の規定により難民条約の適用を受ける難民に該当するか否かを個別に判断している。

また、「ウイグル人は日本国内に何人いるのか」とのお尋ねについては、統計がないため、答弁することができない。